

# ビルマ式社会主義下の農地保有

——下ビルマ—米作村の事例——

たか はし あき お  
高 橋 昭 雄

はじめに

- I 水田耕作権保有規模の変化と現況
  - II 水田耕作権の取得と処分
  - III 役牛の所有と耕作権の保有
- むすび

はじめに

1962年に成立したネーウィン政権は、ビルマ式社会主義の名の下に銀行、運輸業、大商店など主要な企業はすべて国有化した。ビルマにおける最も重要な生産手段である農地も、もちろん例外ではなかった。ウー・ヌ政権期に始められた農地国有化政策は、ネーウィン政権期になって徹底化され全国にゆきわたった。国有化された企業が国営化されたのに対し、農業経営は個人農の手に委ねられたが、農民には農地の移転や農産物の作付・販売の自由はなく、強制供出制度の下、生産物の大半を国家に低価格で販売しなければならない。作付強制や供出制度を可能にしたのは国家による農地管理であり、また土地利用や流通を国家が掌握していたからこそ、農地の国家管理を実効あるものにしておくことができたともいえる(注1)。

ビルマ式社会主義下の農地政策においては、農民には農地の所有(注2)権はなく、「農地を耕作するものみに耕作権を」という原則の下、農地の用益権である「耕作権」のみが与えられた。耕作権の個人的な処分や分割は一切禁じられており、耕作が不可能になったら農地を国家に返却しな

ければならない。しかし、実際に耕作権の移転を管理するのは行政の末端機関である村落人民評議会であり、移転の許可権を持つのはその議長である。評議員たちは自らも農民であるため、行政ラインを通じた上からの命令だけでなく、農民の利害も尊重せざるをえない。そこで「村のなかだけ」ということで、村役人と村人との妥協によって、種々の個人的な耕作権の移転が行なわれている。このような「外」あるいは「上」の行政組織に漏れないように行なわれる「妥協」を「ナーレーフム」と言い、村内である程度制度化されている。

本稿の目的は、上記で述べたような農地政策を前提条件として、村のなかで実際に行なわれている公的および私的な耕作権の移転の実態に迫り、農家1世帯当りの耕作権保有規模や村全体の耕作権保有構造の変化を追跡し、耕作権の保有や移転を規制する要因を探ることにある。具体的な事例として、下ビルマの典型的米作村であるZ村(注3)における水田耕作権移転の実態とそれに伴う保有規模の変化を取り上げて、考察の対象としたい。耕作権の移転は、個人別に作付品目、作付面積、供出指定量等を記入した小作人登録帳と呼ばれる一種の土地台帳の名義変更によって成立するのだが、小作人登録帳にはいくつかの問題点がある(注4)うえに取得方法は記載されていないので、この種の調査には役に立たない。したがって、本稿では、筆者が行なった各世帯の個別調査で得られ

たデータを用いる。

本稿では、まず、農地改革（1957～58年）以後調査時（87年）までの30年間に、Z村の世帯別耕作権保有規模分布にどのような変化が起こったか<sup>(注5)</sup>を概観する（第Ⅰ節）。次に、耕作権移転の実態とそれに伴う耕作面積<sup>(注6)</sup>の変化について分析し、それらを規制する法制的・慣習的要因について考察する（第Ⅱ節）。そして最後に、耕作権保有規模の合理性について、農法の特殊性の側面から考察する（第Ⅲ節）。ただし、Z村で耕作権が設定されている地目は水田のみであるので、特別の断わりがないかぎり考察の対象は水田のみに限る。

（注1） ネーウィン政権期の農地政策の概要については、高橋昭雄「下ビルマ米作村における農地政策の展開、1957～87年」〔『アジア経済』第31巻第2号 1990年2月〕を参照のこと。なお、同論文をZ村の土地制度に関する論考の第1部とすれば、本稿はその第2部をなすものである。

（注2） 「所有」と「保有」の定義については、同上論文 10ページ参照。

（注3） Z村の概要については、同上論文 3～7ページを参照のこと。

（注4） 同上論文 15ページ。

（注5） 農地改革からネーウィン政権成立までの期間における農地の移転は、筆者がインタビューしたかぎりにおいては確認できなかった。ただし、現在では行われていない賃貸借は広く行われていたようである。

（注6） 実際に耕作しなければ耕作権は得られないのであるから、耕作権保有面積は耕作面積と同義である。しかし、1世帯だけ例外として、耕作権を他村の兄に賃貸しているドー・キンヌ（Daw Kin Nu）の事例がある。ただし、耕作権者として登録されているのはドー・キンヌであり、この賃貸は息子が成人するまでの一時的な措置にすぎない。本稿においては、Z村の農民の耕作面積といった場合、彼女の耕作権保有面積も含むことにする。よって、本稿では、耕作面積（あるいは耕作規模）と耕作権保有面積（あるいは耕作権保有規模）は区別せずに用いる。

なお、本稿で扱う人名はすべて仮名である。

## I 水田耕作権保有規模の変化と現況

### 1. 農地改革

まずZ村の現在の水田耕作権保有の枠組を決めたと言える農地改革について言及しておく<sup>(注1)</sup>。

Z村の農地改革は、ウー・ヌ政権下で1957年から58年にかけて行なわれた。Z村内にある不耕作地主の農地が国家に収用され、農業従事者に再配分されたのである。農地改革を実行したウー・ピュー（U Hpyu）元Z村農地委員会委員長の話によると、農地改革直前の村の総世帯数は120世帯前後で、うち自作農家4～5世帯、小作農家60世帯前後、在村不耕作地主3世帯であり、残りはほとんどが農業労働者世帯であったという。

農地国有化法では、農地を所有しない農業従事者、すなわち小作農と農業労働者、および所有農地がダドーンタウンに満たない自作農に、1世帯当りダドーンタウンの（自作農の場合は、配分農地を合わせてダドーンタウンになるように）農地を配分すると定めている（第7条）。ここでダドーンタウンとは、農民1家族が1対（2頭）の役牛と農具一式でもって耕作することが可能であり、生計を立ててゆくの十分な広さの土地を言い、Z村では水田12<sup>㊦</sup>がダドーンタウンと定められた。また、水田を耕作する自作農については、50<sup>㊦</sup>以下は収用を免除するとしている（第6条）。Z村内の収用免除農家数は7～8世帯であったが、うち3世帯は、自作農ではなく、自作農と偽って農地改革を回避した、上述の在村不耕作地主であった。残りの4～5世帯の自作農家はすべて少数民族であるカレン人世帯で、ダドーンタウン以下しか所有していなかった。

農地国有化法の定めに従うならば、農業労働者

を含むすべての農業従事者が農地の配分を享受できるはずであるが、Z村で農地の配分に与えられたのは、小作農のみであった。それは以下のような事情による。Z村では農地配分を受ける資格として、役牛2頭以上と農具一式を所有し、かつ既婚者であることを条件とした。つまり、ダドーンタウンがあれば役牛1対を所有して生計が立てられるが、そのダドーンタウンを得るためには、まず役牛がいなければならないとしたのである。こうしてまず、役牛や農具を持たない農業労働者が、配分から排除されてしまった。また、既述のように、Z村内にビルマ人の自作農はおらず、ダドーンタウンに満たない自作農家は、カレン人農家が2世帯（ダドーンタウン所有世帯は2～3世帯）あったのみである。この2世帯は資格条件を満たしていたにも関わらず、配分に与えなかった。農地委員会がビルマ人のみで構成されていたことと無関係ではないように思われる。

農地改革は、不十分なが地主階級を消滅させ、水田を持つ<sup>(注2)</sup>農家間の保有面積の格差を平準化したという点ではかなりの功績を挙げたが、農業労働者は水田を持たないまま取り残されてしまった。つまり、このようにきわめて不十分な農地改革の施行は、水田耕作権を持つ農民と持たない農業労働者という、同じく農業に従事しながらも就業条件の異なる2つの階層を、Z村内に残存させることになったのである。筆者の調査時点(1987年)で、Z村の総世帯数は138世帯で、うち農家は65世帯<sup>(注3)</sup>、農業労働者世帯は43世帯であり、Z村内の2大階層をなしている。ただし、本稿の目的は水田耕作権の保有と移転の実態分析であるので、先述のように、以下の行論では水田耕作権保有世帯のみが考察の対象となる。

## 2. 取得方法の分類

農地改革がZ村内の世帯別耕作権保有分布の大局を決めたと言っても、30年間それが全く変化しなかったと言うわけではない。公的(=合法)な水田耕作権の移転にとどまらず、さまざまな私的(=違法)移転が実際には行なわれてきた。すなわち、法制的には違法とされている売買、賃貸、相続、分割といった個人的な耕作権の移転の事例が数多くみられる。耕作権の移転は、村落人民評議会<sup>(注4)</sup>議長が管理する、小作人登録帳と呼ばれる土地台帳の耕作権者名義を変更することによって行なわれる。制度的には、国家に返還された耕作権を議長が適当な耕作可能者に付与するという形で、耕作権の移転が行なわれることになっている。しかし、実際には、現有耕作権者が次の耕作者を指名し、これを議長が原則的には認めるとするのが通常であり、ここから私的な耕作権の移転が行なわれる余地が生じてくるのである。

まず第1表に沿って水田耕作権の取得方法について説明しておく。この表は、調査時に水田耕作権を保有していたZ村内の農家が、それをどのような方法で取得したかについて、取得方法および保有面積別に農家世帯数を記入した表である。

第1に、「農地配分」と「収用免除」は農地改革時に行なわれたものである。すでに述べたように、農地配分に際してはダドーンタウンが各農家に配分された。Z村のダドーンタウンは12<sup>㊦</sup>であるが、場所によって土地条件が異なるため、10～14<sup>㊦</sup>の範囲はダドーンタウンと見なされた。また農地改革以前からの自作農については、農地国有化法どおり、水田50<sup>㊦</sup>以下が収用を免除された。

第2に、「相続」は、私的な耕作権移転であり、農地は国家が管理するという原則から見れば明らかに違法であり、行政担当者もそのように認

第1表 保有規模別耕作権取得方法

(単位：世帯)

耕作権 保有面積 (エーカー)	農地 配分	収用 免除	相続	生前 相続	贈与	購入	耕作放棄地 再配分	宗教地 下付	農地配分 + 耕作放棄地	農地配分 + 相続	農地配分 + 宗教地	生前相続 + 相続	農地配分 + 相続 + 購入	計
4未満				1		2	1							0
4~6				3		1	1							4
6~8	2		2	3		1	1							9
8~10			1	3		1	1							6
10~12	3		3	1				1	1					9
12~14	10	1	5	4	1	1	2							24
14~16	2													2
16~18														0
18~20									1					1
20~22						1			1					3
22~24											1	1		1
24~26											2			2
26~28				1								1		2
28~30														0
30~32								1						1
32以上													1	1
取得方法 別合計	17	1	11	13	2	5	5	2	3	3	1	1	1	65

(出所) 筆者調査による。

- (注) (1) 「+」が記入してある欄は、上段、(中段)、下段の2つ以上の方法で耕作権の取得が行なわれたことを示す。  
 (2) 表中の最上行に書かれた取得方法別の取得回数は、各世帯とも1回のみである。たとえば、「相続」の列に含まれる任意の1世帯が複数回の相続によって、あるいは「購入」の列の任意の1世帯が複数回の購入によって、各々耕作権を取得しているようなことはない。  
 (3) 農地配分および収用免除による取得は、農地改革直後、それ以外の方法での取得は、すべて1964年以降に行なわれている。  
 (4) 耕作権保有世帯のうち1世帯は耕作権を他人に賃貸しているので、拙稿「下ビルマ米作村における農地政策の展開、1957~87年」(『アジア経済』第31巻第2号 1990年2月)第2表では水田農家は64世帯だったが、本表では65世帯になっている。

識している。しかし、ナーレーフムとしてなかば公然と行なわれているのが現状である。また、相続は被相続人の死後行なわれるものであり、生前に行なわれればそれは贈与となるが、回答者は両者を区別せずアムェー(amwei, 相続)と言っていたので、後者を「生前相続」とした。

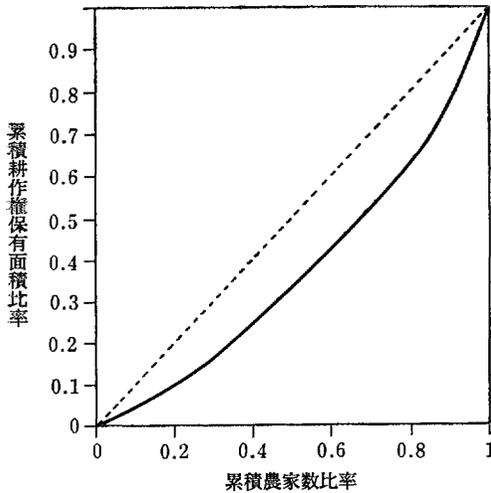
第3に、「贈与」は、Z村では直系の親族以外の間での金銭の授受を伴わない財産の譲渡の場合に用いられる言葉である。だが、第1表の2世帯の場合は特別な意味を持つ。すなわち、Z村では、農地改革を逃れて3世帯の在村不耕作地主が収用免除の名目で存続したが、革命政権の小作法によって彼らは農地を小作に出すことができなくなり、3世帯のうち2世帯は小作人に農地を無料

で与え、1世帯は政府に農地を没収された。農地を無料で貰った2人の小作人が、第1表の2世帯の世帯主である。

第4に、相続や生前相続がすでにナーレーフムで制度化されていると言ってよいのに対し、「購入」は、もし郡区の党委員会や人民評議会に暴露されたら処罰の対象となり得るような、正に「違法行為」である。だが、小作人登録帳の名義変更の裏での金銭の授受は可能である。しかし、購入に値するような水田の出物は非常に少なく、また金銭の授受が村外に露呈しないように、村落内でナーレーフムを得るのに苦勞するという。

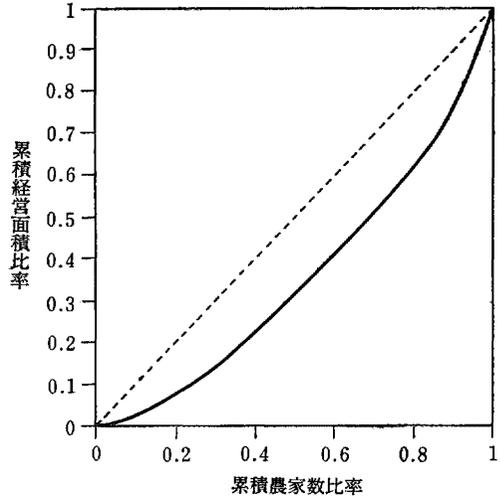
第5に、「耕作放棄地再配分」とは、後継者がいない、保有地をすべては耕作できない、などの

第1図 Z村の水田耕作権保有分布  
( $G=0.251$ )



(出所) 筆者調査による。  
(注)  $G$ はジニ係数。

第2図 Z村の経営農地(水田+菜園)分布  
( $G=0.288$ )



(出所) 筆者調査による。  
(注)  $G$ はジニ係数。

理由で前耕作者が耕作を放棄した水田や、国家が諸々の理由で没収した水田を希望者に再配分することである。前耕作者が自発的に耕作を放棄した水田の場合、概して村から遠くて冠水しやすい水田が多い。

第6に、「宗教地下付」とは、文字どおり宗教団体の土地を譲渡されたものである。ウー・ヌ政権期に制定された1953年農地国有化法では、宗教団体は農地収用を免れたため、不耕作地主が、名義だけを宗教団体に移して、小作人を置き続けた。Z村では、外国人の地主が、キリスト教団に農地を名義上寄贈して、小作料を取得し続けていた。ところが、ネーウィン政権になってそのようなことが不可能になり、農地は小作人に譲られることになった。これが「下付」の背景である。

以上、農地の取得方法を分類し、それがZ村の文脈ではどのような意味を持っているかについて述べてきた。第1の「農地配分」と「収用免除」以外は、ネーウィン政権になってから行なわれて

いる。これらのことから、ネーウィン政権は、ウー・ヌ政権と同様、農業労働者にも農地を再配分するというような抜本的な農地改革は行なわなかったが、「贈与」の強制や「耕作放棄地再配分」「宗教地下付」といった形で、不耕作地主の排除は徹底的に行なったとすることができる。

### 3. 耕作権保有規模の変化

それでは、このような水田耕作権の移転によって、Z村内の世帯別耕作権保有分布にどのような変化が生じたのであろうか。変化の態様を分析する前に、まず現況の把握から始めよう。

1986/87年度のZ村の農民の総水田耕作面積は801 $\text{ha}$ であった<sup>(注5)</sup>。この801 $\text{ha}$ の耕作権を65世帯で保有している。第1図は、Z村の水田農家の耕作権保有面積の分布を図示したローレンツ曲線である。Z村の耕作権保有分布のジニ係数は0.25で、対象範囲を菜園を含めた全農地に広げても0.29(第2図)であり、全国の経営農地保有世帯分布のジニ係数0.44<sup>(注6)</sup>と比較すると、非常に小さい。

その理由は、一般に農地保有面積が上ビルマでは小さく、下ビルマでは大きい傾向があり、また同じ地方のなかでも、村のおかれた立地条件や社会条件によって保有規模に村落間格差があるので、一村レベルでジニ係数が小さくても、全国統計に

なると大きくなってしまふからである。特に、Z村のように農地改革の行なわれた村では、各農家の耕作権保有規模がダドントウンのまわりに集中することになって、ジニ係数はかなり低くなる。第1表の右端の列は、Z村の耕作権保有面積別の

第2表 相続等が行なわれなかったと仮定した場合の規模別耕作権取得方法 (単位: 世帯)

耕作権保有面積 (エーカー)	農地配分	取用免除	耕作放棄地再配分	宗教地下付	計
4未満					0
4~6		1	1		2
6~8			3		3
8~10	3	1	2		6
10~12	7	1		1	9
12~14	38	3	2		43
14~16	3		1	1	5
16~18					0
18~20					0
20~22		1			1
22~24					0
24~26					0
26~28					0
28~30					0
30~32				1	1
取得方法別合計	51	7	9	3	70

(出所) 筆者調査による。

(注) (1) 表題における「相続等」とは、「相続、生前相続、贈与および購入」を指す(以下同様)。

(2) 「相続等が行なわれなかったと仮定する」ということは、それらの方法によって耕作権が移転される前に遡り、農地改革直後の状況により近づくことを意味する。すなわち本表は、農地改革直後の各農家の保有面積分布を近似的に表わすものである。しかし、耕作放棄地再配分による取得については、その水田の由来を回答者が知らないことが多いため、それ以上遡及することはできず、完全に農地改革直後の状況を再現することはできない。

(3) 原則として取得時における面積をもとに作成したが、農地改革による取得後、部分的に耕作放棄し、その後生前相続された3事例(8~10エーカー)は、耕作放棄がされなかったとは仮定していないので、現在の面積による。

(4) 第1表において2種類以上の方法によって取得された耕作権については、取得先がすべて異なるので、取得方法別に取得面積を分割した。たとえば、第1表で、1世帯が農地配分と耕作放棄地再配分によって農地を取得した場合、本表では、農地配分の列に1世帯、耕作放棄地再配分の列に1世帯が記入される。したがって、以上のような数え方をすると、第1表の耕作権取得方法の延べ数(以下、「延べ数」と略記)は75になり、本表の合計値も75となるはずである。

(5) しかし本表では、分割された水田については、分割前の取得方法、取得面積によって、たとえば父親が農地配分で得た12エーカーを、子供2人に6エーカーずつ相続させた場合、「農地配分で12エーカー得た世帯が1世帯」と数える。この場合、本表の方が第1表よりも世帯数が1世帯少なくなる。

(6) これら増減要因をまとめると次のようになる。第1に、父親が農地配分で得た水田の一部を子供1人に分けてやった場合、第1表では農地配分が1例、生前相続が1例で計2例としてカウントされるが、本表では農地配分が1例とのみカウントされる。このような事例が2例ある。第2に、父親が農地配分で得た水田を子供2人が分割相続した場合、第1表では2例として数えられるが、本表では農地配分が1例とのみカウントされる。このような事例も2例ある。第3に、農地配分で得た水田を相続して、それを2人の者に売った場合、第1表では2例としてカウントされるが、本表では農地配分例が1例と数えられる。このような事例も2例ある。ここまでで第1表の「延べ数」75は本表では6減少して69になる。しかし、父親が農地配分で得たうえにさらに耕作放棄地再配分によって得た耕作権をそっくり子供が生前相続した場合、第1表では1例として数えられたものが本表では2例となる。このような事例が1例ある。したがって、第1表の「延べ数」75は、本表では70世帯が耕作権を取得したものとして表記されることになる。

農家数を表わしているが、10～14世帯のダドーンタウンの範囲に、全水田農家の半分以上を超える35世帯が集中していることがわかる。すなわち、農地改革時に配分されたダドーンタウンが、増えもせず減りもせずそのままの規模で維持されている傾向が強いのではないか、という仮説が成り立つ。

この仮説をさらに吟味するために、農地改革時の保有状況を再現し、現況と比較してみよう。第2表は、相続、生前相続、贈与および購入が行なわれなかったと仮定し、そのような移転が行なわれる前の耕作権保有者に水田を帰属させ、第1表と同様に分類したものである。すなわち、第2表は農地改革直後の各農家の農地保有の状況にできるだけ近づこうとしたものである。この表によると、各農家の保有面積のダドーンタウンへの集中傾向はさらに強まり、72世帯中71世帯の51世帯がダドーンタウンの範囲に入っている。特に、農地配分によって水田を与えられた農家は、ほとんどすべてダドーンタウンの範囲に入っており、農地改革で農家1世帯にダドーンタウンを与えたと言う、ウー・ピュー元農地委員会委員長の話が裏付けられる。さらに同表において、耕作放棄地再配分によって取得された10世帯未満の水田を、ダドーンタウンが分割されたものとみなすと、農地改革直後の水田農家戸数は64世帯と推計され<sup>(注7)</sup>、これもウー・ピューの記憶とほぼ一致し、やはり村の約半分の世帯は農地の配分に与えなかったことが確認される。

第1表、および第2表の水田面積の合計値はともに801<sup>1</sup>/<sub>2</sub>である<sup>(注8)</sup>ので、水田農家1世帯当りの平均耕作権保有面積は、それぞれ12.3<sup>1</sup>/<sub>2</sub>および11.1<sup>1</sup>/<sub>2</sub>になる。また第1表から耕作権保有面積がダドーンタウン未満になった農家は18世帯<sup>(注9)</sup>、ダドーンタウンを超える農家は11世帯である。さ

らに、ダドーンタウンを超える農家の場合、ダドーンタウン(10～14<sup>1</sup>/<sub>2</sub>)の倍数になっている世帯が10世帯ある。これらのことから、農地改革直後から調査時までの29年間、上下へ同じくらいの程度で分解傾向が見られるものの、1世帯当りの平均耕作面積にはほとんど変化がなく、またダドーンタウンが細分化されることは少ないと言うことができる。つまり、ビルマの農村の一般的傾向であると言われている、人口増加による農地の細分化すなわち農家1世帯当りの耕作規模の縮小傾向<sup>(注10)</sup>は、この村には当てはまらない。

分割(あるいは均分)相続の慣習が一般的であると言われるビルマ農村社会において、ダドーンタウンの分割がなぜ行なわれなかったのだろうか。次節以下では、耕作権の取得方法別にその移転の実態を分析し、耕作権移転および耕作権保有規模を規制する要因について考えてみることにする。

(注1) Z村の農地改革についての詳細は、高橋 前掲論文 8～10ページを参照。

(注2) 「水田を持つ」という言葉の意味が、ウー・ヌ政権期とネーウィン政権期では異なる。農地改革によって農民に与えられた権利は、厳しい条件付きながら「所有権」であったが、ネーウィン政権になってからは「耕作権」に変わっていった。この経緯については、同上論文 8、12ページ参照。

(注3) 職業別に分類するならば農家は64世帯であるが、ここでは便宜上、耕作権は保有するが兄に一時的に賃貸しているドー・キンヌの世帯も含むことにする。

(注4) 1974年にビルマは社会主義共和制に移行し(第1条)、行政区分を中央から順に国一州および管区一郡区一村落区および町区の各レベルとし(第29条)、それぞれの行政レベルに人民評議会を設置し(第35条)、これを社会主義計画党が指導するものとした<sup>(前文および第11条)</sup>。かっこ内の数字は、1974年に制定されたビルマ連邦社会主義共和国憲法の各条項を表わす。

(注5) 高橋 前掲論文 4ページ。

(注6) simankêin hnîn bandayêi wungyihtanà [計画財務省], *pyidaunzû myanma naingan i bandayêi, sibwáyêi, luhmùyêi ahkkyeianeimya tinpyàgye' 1989—90* [ビルマ連邦の財政、経済、社会状況報告書], ヤンゴン, 1989年, 40~41ページより計算した。

(注7) 第2表の、耕作放棄地の再配分によって耕作権を得た保有面積10<sup>ヘクタール</sup>未満の6世帯の農家の保有面積は、それぞれ5, 6, 6, 6, 8, 8<sup>ヘクタール</sup>であり、計39<sup>世帯</sup>である。これが耕作権の放棄前にはダドーンタウンずつ保有されていたとすると、保有世帯数は3世帯となり、12~14<sup>世帯</sup>の3世帯を加えると、農地改革によって取得した水田を耕作放棄した農家数は6世帯と推計される。この数値と、農地配分および収用免除農家数を合計すると農地改革直後の農家戸数は64世帯となる。ただし、宗教地下付は革命政権(ネーウィン政権)成立後に行なわれたので計算には入れない。またこの推計においては、村落間の耕作権移動は少ないので考慮されていない。

(注8) 第3表(表の説明は後述)にみるように、村外者への売却、贈与、あるいはZ村村民の耕作放棄地の村外者による取得によって、農地改革時に比べてZ村村民の耕作権保有面積が若干減少している可能性もあるが、逆に村外者からの移転もあり、両者とも多くはないので、Z村村民全体の耕作権保有面積に大きな変化はなかったものと思われる。

(注9) 当初からダドーンタウン未満の1世帯は除く。

(注10) Mya Than, "Little Change in Rural Burma: A Case Study of a Burmese Village (1960—80)," *Sojourn*, 第2巻第1号, 1987年2月, 64ページ/斎藤照子「ビルマにおける水稻高収量品種の導入と展開——実態と問題——」(滝川勉編『東南アジアの農業技術変革と農村社会』アジア経済研究所1987年)183ページ。前者はビルマの慣習である均分(あるいは分割)相続を農地細分化の理由として挙げている。後者の場合、細分化の理由が曖昧ではあるが、やはり前者と同様の見方をしているものと思われる。しかし、両者とも相続と農地の分割を結びつけるような実証的研究を行なっているわけではない。もし理論的に結びつけるにしても、少なくともネーウィン政権の分割抑止政策と慣習との対抗関係について考慮すべきである。

## II 水田耕作権の取得と処分

### 1. 相続・生前相続

まず、第1表の耕作権取得方法のなかで、生前相続が農地配分に続いて多いことに気づく。そもそもビルマの慣習では、親のどちらか一方が生き続けている限り親の土地に手をつけることはなく、両親とも死んでから土地が分割されるのが通例であり(注1)、ビルマ仏教徒慣習法は、相続人の財産分割請求の時期を、被相続人の死亡時もしくは父または母の再婚時と定めている(注2)。Z村でも菜園や屋敷地は親の死後に相続されるのが普通であり、水田の生前相続は明らかに慣習と矛盾する(注3)。それではなぜこのようなことが広く行なわれているのであろうか。「農地を耕作するものだけに耕作権を」という原則(注4)の下、水田耕作権は水田を耕作するものに与えられるが、耕作権の移転はすべて国家が管理することになっているので、親の死後に子供に与えられる制度的保証はない(注5)。そのため、親は自分が年をとって働けなくなると、小作人登録帳の名義を息子か娘婿に変えて扶養して貰う。「相続人」が農民ならば、この移転は簡単に認められる。つまり、水田が私有地でないために、生前相続という慣習と相容れない相続が行なわれるようになったと言える。

次に、被相続人の死後の相続、すなわち文字どおりの相続について見てみよう。第1表の相続の列の11世帯中、カレン人世帯が6世帯あり、うち3世帯が収用免除地の耕作権を相続し、残りの3世帯は農地配分地を相続した(注6)。カレン人世帯はすべて死後相続である。村落人民評議会は、カレン人の土地問題をカレン人にほとんど任せており、彼らのコミュニティの監視の下に相続が行な

われる。これは彼らの屋敷地がコミュニティの総有である(注7)ことと無関係ではないように思われる。残りの5例はビルマ人世帯であり、うち3世帯は夫の死亡によって妻が相続し、2世帯は母の死亡によって農業経験のない息子が相続している。両者とも主たる耕作者の死亡による緊急避難的な相続であり、「農地を耕作するものみに耕作権を」という原則には反するが、農業を監督する者(定義によるとこれも農民である)という名目で黙認されている。また、夫の死亡によって耕作権10<sup>ニ</sup>を相続したドー・キンヌは耕作権を他村に住む兄に賃貸しているが、「かわいそうだ」ということで、この違法行為を見逃されている。

第1表では相続の列のほかに、すでになんらかの方法で耕作権を得た農家が、さらに相続によって耕作権を得た事例が5例ある(「農地配分」+「相続」3例、「生前相続」+「相続」1例、「農地配分」+「相続」+「購入」1例)。父から相続した1世帯を除いて、後は兄、伯父、祖母、義兄からの相続が各1世帯となっており、他に相続人がおらず、すでに農民であった現相続人が継いだものと思われる。農地改革時に役牛を所有しない者には農地が配分されなかったことは先述したが、この原則はネーウィン政権になっても変わっておらず、すでに水田耕作権を保有していて役牛のいる農家の方が農業労働者よりも耕作権の配分を受け易い。なぜならば、役牛や農具を持たない農業労働者よりも、農家の方が、耕作権を得た年すぐに作付できて翌年には供出できる可能性が高いと見なされるからである。ましてそれが被相続人の血縁者であるならば、優先的に耕作権を取得できることになる。

生前相続および相続(以下「相続」と略記)に起因する耕作権保有規模の変化の傾向について見て

みよう。一般的にビルマには分割相続の慣習があり、これに従うと「相続」によって農地も分割され、世代が下ると農家1世帯当りの農地面積は減少することになるが、政策的には農地は分割できないことになっている。実態はどうなっているのだろうか。

生前相続によって水田が分割された事例は、2子が均分に分けたものが1例(第1表では2例となる)、親が子に一部だけ分けてやったものが2例あるだけで、残りの10例(生前相続+相続の1例を含む)は1子のみが生前相続している。また相続による移転の中で、分割相続はカレン人世帯の1事例しかない(注8)。つまり、「相続」によって耕作権を取得したために保有規模が縮小したのは4例で、農家数にして6世帯である。逆にそれによって耕作権保有面積が増加した世帯も5世帯ある。したがって、「相続」によって耕作権を取得した農家29世帯中、それによって耕作権保有面積が減少した農家が6世帯、増加した農家が5世帯、変化しなかった農家が18世帯ということになる。すなわち、「相続」によってダドントウンが分割されたのは、29世帯中6世帯にすぎない。ゆえに、「相続」によって1世帯当りの耕作規模が縮小しているとはいえない。

分割が行なわれない理由として考えられることは、第1に、法律によって分割が禁止されており、議長は1世帯の耕作面積が減少することを許可しにくいこと(注9)、第2に、耕作面積が減少すると供出後の剰余が少なくなること(注10)、第3に、後述するように、分割すると役牛の所有との関係で農業経営が非効率化あるいは非自立化してしまうこと、の3要因である。第1、第2の要因は政策によるものであるから、ネーウィン政権の分割抑止政策はかなり浸透しているものと思われる

る。Z村のこの事例は、ビルマの伝統的慣習である分割（あるいは均分）相続によって農地が細分化され、耕作面積が縮小しているという議論<sup>(注11)</sup>に対する反例となりうる。

## 2. 購入

続いて売買による耕作権移転の実態についてみてみよう。第1表の「購入」の列に分類されている5世帯の農家の前の職業は、すべて農業労働者である。うち12<sup>㊦</sup>および8<sup>㊦</sup>を購入した世帯は、親に資金を提供してもらっている。相続や贈与を期待できない農業労働者世帯が水田耕作権を取得する方法は、耕作放棄地再配分か購入によるしかない。ただし、耕作放棄地再配分の場合、配分時期が不確定であるうえ、相続の場合と同じように、役牛を所有する農家が、たとえすでに耕作権を保有していたとしても優先され、役牛を所有しない農業労働者世帯は、その余りものしか入手できないので土地条件が悪い。したがって、彼らが必要な時に良質の水田を得るためには購入によらざるをえない。

水田の価格は1<sup>㊦</sup>当り300～400<sup>㊦</sup>と、水田1<sup>㊦</sup>から1年間に生産される粳米の供出価額とほぼ同じである<sup>(注12)</sup>が、資金の少ない農業労働者は広い面積の水田を購入することができず、ダドントウンの一部だけを購入することになる。しかし、購入によって水田耕作権を取得した世帯が26年の間にわずか6世帯（第1表右から2列目のウー・ピューの世帯も含むので）という現実から、水田耕作権の商品化は進展していないといえることができる。その理由として、第1に、耕作権はあくまでも所有権ではなく用益権にすぎないうえに、法律によって原則的に売買が禁止されていること、第2に、低供出価格や厳しい作付管理のために小規模の水田経営からの収入は生存レベルを満たすこと

ができず、農業労働などの兼業をしなければならないこと<sup>(注13)</sup>、第3に、後述するように、たとえ水田を購入できたとしても役牛は賃借しなければならず、自立的な経営はできないこと、が挙げられる。それでもやはり耕作権を購入する世帯があるのは、Z村の場合、非農業労働の賃金が安く、また農業労働の雇用機会が必ずしも安定的でないからである。

次に、購入による耕作権の移転と耕作権保有面積の変化との関係についてまとめておこう。初めに耕作権を保有していなかったものが購入によって耕作権を取得した場合、彼ら（5世帯）の保有面積はすべてダドントウン以下になっており、うち4世帯はダドントウン未満になっている。さらにウー・ピューの世帯と同居しているコー・ミヤッチョーの世帯も入れると<sup>(注14)</sup>、購入による1世帯の耕作権取得面積はすべてダドントウン以下となる。すなわち、売買による耕作権の移転はもっぱら農地改革によって与えられたダドントウンの縮小要因になっており、購入による耕作規模の拡大は全く見られない。

## 3. 耕作放棄地再配分

第3に、耕作放棄地の再配分による水田耕作権の移転の内容について吟味してみよう。第1表の相続と生前相続の列の8～10<sup>㊦</sup>の4世帯はすべてダドントウンの水田の一部を耕作放棄しており、他にも20<sup>㊦</sup>以上の大規模農家2世帯が保有水田の一部を耕作放棄していた。このような耕作放棄地はダドントウンにこだわらず、村落人民評議会によって再配分される。この方法で水田を取得した世帯は9世帯あり（第2表）、うち5世帯がこの方法のみによって水田耕作権を取得している（第1表）。これら5世帯の保有水田は村から遠くて稲が冠水しやすく、土地生産性は劣悪である。な

ぜならば、彼らの取得した水田は、先述のように、水田農家の誰も希望しなかった「余りもの」だからである。それに対し残りの4世帯の農家は、もともと耕作権を保有していたうえ、役牛を所有していたために、優先的に比較的良好な水田を配分されている(註15)。

耕作放棄地再配分と耕作規模の関係についてみると、まず第2表から、耕作放棄地が再配分される場合、1世帯当りの再配分面積は必ずダドントウン以下であることがわかる(註16)。そのため、非農家に水田が再配分される場合、取得者の耕作規模はダドントウン以下になり、このような事例が5世帯ある(第1表)。他方、ダドントウンの耕作権をすでに保有している農家が、さらに耕作放棄地を取得している事例も4世帯ある。したがって、耕作放棄地の再配分は、農地改革によって配分されたダドントウンの縮小要因にも拡大要因にもなっている、とすることができる。

以上、取得方法別に水田耕作権移転の実態と耕作規模の変化について述べてきた。そこで言えることは、「相続」および耕作放棄地再配分による耕作権の移転は、1世帯当り平均耕作面積の変化に対して中立であり、購入はもっぱら規模縮小要因になる、ということである。また、最も多くの事例がみられる「相続」による移転では、ダドントウンが分割されない場合の方が分割される場合よりもずっと多い。

#### 4. 大規模農家の取得方法

ここまでは、水田耕作権の取得について方法別に論じてきた。この項では、現有耕作面積がダドントウンを超える(註17)、すなわち18<sup>ニ</sup>以上の大規模農家が、どのように水田耕作権を取得したかについてまとめて考察する。まず注目される点は、大規模農家11世帯中9世帯が2種類以上の方法に

よって(註18)耕作権を取得していることである。すなわち、ダドントウンの既得耕作権に加えて、相続によって耕作権保有面積を増やした農家が5世帯、耕作放棄地再配分によるものが4世帯ある。これらの農家は農地配分や生前相続によってすでにダドントウンを取得しており、役牛と農具一式を所有する「自立的」な農家であったため、そのうえにさらに耕作権を得易かったのである。次に、宗教地下付と贈与によって大規模耕作面積を取得した農家が各1世帯ある。先述したように、贈与された水田はもともと収用免除地だったので、両者とも、農地改革で収用を免れた水田を譲り受けたとすることができる。この場合ダドントウンの制約にこだわらず取得している。現有耕作面積30<sup>ニ</sup>を保有するウー・ポーティ(U Hpo Thi)の場合、宗教地下付によって得た48<sup>ニ</sup>から18<sup>ニ</sup>を甥に譲っても(第3表の整理番号19)、なお村で2番目の大規模農家である。

このような耕作規模の拡大過程において、われわれは金銭の授受が全く行なわれていないことに気づく(註19)。それに加えて、相続といい、耕作放棄地獲得といい、自らの意志だけではどうにもならない外生的要因によって発生した機会を利用して、耕作規模を拡大している。このような現象は、ダドントウン未満の農家が違法な購入という手段によっても水田を得ようとしていたことと対照的であり、一見したところ、ダドントウンに達すると耕作規模拡大の意欲が失せてくるのではとさえ思われる。事実、調査時は供出制度が最も厳しいときであったため、ダドントウン以上の農家は皆これ以上の水田は要らないと回答した。しかし、上記のような機会があれば耕作権を取得しているし、大規模経営ほど経済的余剰が大きかったことも事実である(註20)。また購入や質入

れが法律によって禁止されていると言っても、簡単に脱法できる。このような事情から推して、ダドーンタウンをすでに保有している農家には、水田を購入してまで耕作規模を拡大するインセンティブが働かないものと考えられる。すなわち、耕作権を持たない農業労働者は、収入の安定のために無理をしてでも、水田を買うが、ダドーンタウンになれば、もう水田購入のために金銭を支出するというようなことはしなくなるのである。なぜならば、ダドーンタウンを超えて新たに耕作権を買

い増すとといった場合、予想収益と水田耕作権価格を勘案して意志決定するという投資的様相を帯びてくるが、厳しく管理されている水田経営には「投資」するだけのメリットはない。したがって、耕作規模拡大意欲はあるが、ただならばともかく、購入してまで耕作規模を拡大する気にはならないものと思われる。

### 5. 耕作権の処分

以上、取得者の側から耕作権の移転についてみてきたが、本節の最後にあたって、処分者の側か

第3表 土地処分の事例

整理番号	地目	(a) 処分者	(b) 取得者	(処分面積 エーカー)	処分方法	(a)から見た (b)との血縁 関係	価格 (チャット/ エーカー)	処分年
1	水田	Daw Tin		3	政府に返還			1960
2		Daw Aye Aye		50	政府に返還			1964
3		Daw Than		12	政府に返還			1966
4		Daw Hpwa Hla		12	政府に返還			1967
5		〃		U Mya Maung	6	生前相続	息子	
6	〃	Daw Oung Hkin	U Aung Nyunt	6	生前相続	息子		1975
7	〃	U Mya Aung	村外者	12	売却	甥	400	1978
8	〃	U Hkin Hsan	Ko Sein Thein	7	売却	他人	400	1979
9	〃	U Aung Nain	Ko Aung Thein	8	生前相続	息子		1981
10	〃	カレン人小学校	Saw Khpaw Htu	5	売却		55	1981
11	〃	Daw Hpwa Hla	Ko Myat Than	12	生前相続	孫		1982
12	〃	Saw Ayo Hpaw	Saw Esege	12	生前相続	娘婿		1982
13	〃	U Thaug Shwe	村外者	12	贈与	甥		1982
14	〃	U Hkin Hsan	Ko Myat Kyaw	8	売却	従兄弟	350	1982
15	〃	U Maung Hkain	Ko Aung Htun	4	生前相続	息子		1983
16	〃	Daw Hkin Nu	Ko Thein Nain	4	売却	他人	400	1984
17	〃	Daw Htwe Yin	村外者	12	売却	他人	417	1984
18	〃	U Oung Maung	Ko Myint Aung	10	生前相続	娘婿		1984
19	〃	U Hpo Thi	村外者	18	贈与	甥		1984
20	〃	U Hkin Hsan	U Aung Than	12	生前相続	息子		1984
21	〃	U Htun Ngwe	U Tin Htun	6	生前相続	息子		1985
22	〃	U Oung Twin	Ko Hla Than	12	生前相続	息子		1987
23	〃	U Aung Hka	村外者	5	贈与	従兄弟		1987
24	菜園	U Bo Gyi	U Hla Than	1	売却	他人	750	1974
25		Daw Oung Hkin	Daw Hkin Hswe	1	生前相続	娘		1975
26	〃	U Hkin Hsan	Ko Myat Kyaw	1	売却	従兄弟	3,000	1982
27	〃	〃	Ko Than Nyunt	1.5	売却	娘婿	3,000	1983
28	屋敷地	U Aung Nain	Ko Aung Thein	0.5	生前相続	息子		1981
29		U Myat Thein	Ko Aung Htun	0.2	売却	従兄弟	1,250	1985

(出所) 筆者調査による。

(注) (1) 処分者が死亡したものは含まない。

(2) 処分者が村外者の場合、取得者が村内の者であっても表中には含まない。

(3) 政府に返還後の耕作権取得者はわからない。

(4) 村外者に売却および贈与された耕作権は、第1,2表には含まれず、また政府に返還した水田がZ村の村民にどれだけ再配分されたかは不明である。

(5) 上記の理由により、本表は第1,2表とは必ずしも整合しない。

ら耕作権を処分した事例について言及しておこう。第3表は、現存する村民の土地処分の事例を、地目別に年代順に並べたものである。

この表から指摘できることはまず第1に、政府への耕作地返還は1960年代に集中しており、処分者はすべて未亡人であることである。主たる農業従事者が死亡した場合、有無を言わず政府が没収するという政策が、1960年代は非常に厳しく貫かれていたものと想像される。1970年以降はそのような厳格な管理は弛緩し、売却や生前相続および妻による死後相続が行なわれるようになっていく。1970年以降も耕作放棄は行なわれているが、ダドントゥーンの一部のみであり、またZ村の農民で、耕作権保有名義を政府に返還したと答えた者はいなかった。

第2に、生前相続の「相続人」は息子か娘婿であり、娘は相続人になっていないことに気づく。これもビルマの慣習に反することである。女は「田を耕作する者」とは認められないので、突然夫が死亡したような特例以外は耕作権の後継者とはなれないようである。

第3に、水田価格と菜園価格に大きな格差があることがわかる。小学校保有地の下付は例外として、水田価格が400<sup>₹</sup>前後であるのに対し、低湿地にあってたびたび水をかぶる整理番号24を除く普通の菜園の価格は3000<sup>₹</sup>である。これは、水田には所有権がなく、生産物である籾の価格が低く統制されているのに対し、菜園には実質的所有権があり、菜園自体も、そしてその生産物である野菜も自由に販売できることと対応している。

(注1) Spiro, M. E., *Kinship and Marriage in Burma: A Cultural and Psychodynamic Analysis*, パークレイ, University of California Press, 1977年, 57ページ。

(注2) オー・エイチ・ムーサム著 満鉄東亜経済調査局訳『ビルマ仏教徒と慣習法』満鉄東亜経済調査局 1942年 127ページ。

(注3) ビルマでは、子供の誕生日や結婚した日を記念して、親が子供に金品をおくる習慣があり、これをレップェ(le'hpme)と言う。しかし、水田の生前相続の場合は、親がいずれ働けなくなるのを見越して子供に引続き耕作させるということであり、たとえば結婚を機に水田をやるといようなことはしない。また親も子もこれをレップェではなく、相続(amwei)と呼んでいることは先述のとおりである。

(注4) myanmà hsouheli' lanzin pati patistyó-unyèi bahoukomiti htanàjou' [ビルマ社会主義計画党中央組織委員会], "myeyiasani' tohlanyèi"[農地制度革命], 同編, myanmà hsouheli' lanzin pati i taundhule dhamà yèiya [ビルマ社会主義計画党の農民政策], 第3巻, ヤンゴン, 1967年, 268ページ。

(注5) 実際には、親の死後でも子供がそれを望むかぎり子供が相続していることが多いようである。しかし、これはあくまでもナーレーフムによるものである。後述するように、1960年代には耕作者が死亡すると水田は国家に没収されていたし、耕作権の制度が続く限り、制度が突然厳格に運用されるようになる可能性も否定できない。実際そのように話す親もいた。

(注6) 配分農地を相続した3世帯のうち、2世帯は兄妹が7エーカーずつ均分相続した世帯である。

(注7) 20世帯のカレン人世帯はパウコウン地区と呼ばれるZ村の一隅に集まって居住している。このうち16世帯がユワミュー(ywamyè, 村の土地)と呼ばれるカレン人コミュニティーの総有地に住み、他の4世帯はその中に飛び地のように存在する私有地に住んでいる。パウコウン地区の面積は約16.5<sup>㊦</sup>あるが、うち私有地は1<sup>㊦</sup>ほどで後はユワミューである。カレン人社会の承認さえあれば誰でもそこに家を作って住むことができる。なおビルマ人の屋敷地はすべて私有されている。

(注8) 水田耕作権の相続に与れなかった子供は、農家に嫁ぐ(婿入する)、農業労働者となって身内の家で働く、牛を賣ってそれを賃貸して耕作権を得られる機会を待つ、教育を受けさせて賣って他業に就く等の方法によって生計を立てることになる。詳しいことについては「下ビルマ米作村の親族と農地相続」(仮題)と題する別稿を用意する予定である。

(注9) Z村村落人民評議会議長の話によると、郡

区の農業監察委員会が小作人登録帳をチェックする時、耕作者の名義についてはとやかく言わないが、1人当りの耕作面積の減少については厳しくチェックすることであった。なお、ここで「農業監察委員会」とは、郡区の党書記を委員長とし、人民評議会議長を書記長として、その他農林省、貿易省、協同組合省などの役人によって構成される、郡区内の農業活動全般を監督する委員会のことである。

(注10) 斎藤照子「ビルマの籾米供出制度と農家経済——チュンガレー村の事例——」(『アジア経済』第20巻第6号 1979年6月) 16~17ページ/高橋 前掲論文 13~15ページ。

(注11) 第I節(注10)を参照のこと。

(注12) Z村のエーカー当たり平均収量は籾米で40バスケット(1バスケットは20.9觔)で、籾米の供出価格は1バスケット9.5\$であるから、エーカー当たりの籾米供出価額は380\$となる。

(注13) 斎藤「ビルマの籾米供出制度と……」13ページ。彼女の調査したZ村の近くのチュンガレー村の事例によると、ダドーンタウン以下の農家の収益は農業労働者世帯を下回り、非農業所得から補填せざるをえないという。Z村でもダドーンタウン未満の農家の場合、農業労働などの兼業をしている世帯が多く見られる。この問題はまた別稿で論じるつもりである。

(注14) 32<sup>ア</sup>の耕作権を持つウー・ビューの世帯(第1表右から2列目)は、農地配分の他に相続と購入によって耕作規模を拡大しているが、この場合はウー・ビュー保有の24<sup>ア</sup>の他に、娘婿のコー・ミヤツョー(Ko Myat Kyaw)が8<sup>ア</sup>購入したものである。名義人が違ううえに、経営も収入の処分も全く別個に行なわれているので、娘婿の家族を別世帯と考えれば、購入面積はやはりダドーンタウンより小さいと言える。この農家のように親世帯と娘世帯が同居しながら、農業経営を別々に行なっている世帯は他にはない。1989年11月に筆者が再びビルマを訪れたとき、コー・ミヤツョー一家は、ウー・ビューの家の斜向いに別の居を構えていた。したがって、購入によって水田耕作権を取得した世帯は6世帯で、彼らの保有面積はすべてダドーンタウン以下であり、うち5世帯はダドーンタウン未満である、と言うことができる。

(注15) ウー・アウンナイン(U Aung Nain)は、農地配分によって12<sup>ア</sup>取得し、その後さらに耕作放棄地再配分によって6<sup>ア</sup>を得たが、6年前長男に8<sup>ア</sup>分

けてやったので調査時での保有面積は10<sup>ア</sup>であった。この例も耕作放棄地取得による耕作規模拡大の範疇に入れる。

(注16) 第2表を見ると14<sup>ア</sup>の再配分を受けた農家が1世帯あるが、これもダドーンタウンの範囲内である。

(注17) 農地配分で14<sup>ア</sup>を得た農家が2世帯あるが、これはダドーンタウンの範囲内入るので大規模農家とはみなさない。

(注18) コー・ティンセイン(Ko Tin Sein)は、生前相続によって27<sup>ア</sup>取得しているが、被相続人である彼の父親は、農地配分と耕作放棄地再配分によって耕作権を得ているので、「2種類以上」とみなす。

(注19) ウー・ビューの世帯の場合、娘婿のコー・ミヤツョーの世帯は別世帯であると考えられる。

(注20) 斎藤「ビルマの籾米供出制度と……」16~20ページ/高橋 前掲論文 14ページ。

### III 役牛の所有と耕作権の保有

Z村の水田耕作権保有面積がダドーンタウンの範囲に集中していること、および保有面積の細分化あるいは縮小化傾向が顕著ではないことは、前節までに述べたとおりである。少数の農家がダドーンタウンを分割しているが、せいぜい半分までである。他方、大規模農家の耕作面積を見ても、ダドーンタウンの倍数になっているのが11世帯中10世帯ある。このように分割が制限されている理由として、法制的に禁止されていること、および供出制度によって農産物価格が低く抑えられているため、細分化すると余剰が少なくなると、農業だけでは生活できなくなることはすでに述べた。

本節の目的は、1世帯の耕作権保有面積が細分化されない要因を、農民農業の技術的側面から補強することにある。そこで、役牛の所有と水田耕作権保有面積の関係を注目して見ることにする。役牛と水田の関係をとり上げるのは、もちろん農

地改革における水田の配分過程で役牛の所有が最重要視されたからである。この分析の過程で、ダドーンタウンと役牛の関係が、農地改革後30年間に变化したのかしなかったのかも明らかになるであろう。

ビルマで役牛と言った場合、ビルマ牛の去勢牛を指すが、水牛が牡牝とも使役されるので、ここではビルマ牛の去勢牛と牡牝の水牛の成牛を役牛と呼ぶことにする。ただし、水牛を飼っている世帯はZ村では4世帯だけである。また牝のビルマ牛の成牛は繁殖用であり使役されない。役牛の役割は主に3つある。第1に、水田の耕起および均平作業の動力として使われる。Z村の農作業には全く近代的農業機器は導入されておらず、耕起均平作業も例外ではない。両作業とも2頭の役牛が動力源となる。第2に、脱穀作業において稲を踏みつけるために使われる。この作業には役牛ばかりでなく牝牛や子牛も動員され、去勢牛に牛車を引かせる場合もある。第3に、肥料、糶、薪などの運搬に利用される。このような作業はほとんど乾季に行なわれるので、炎暑下の乾燥に弱い水牛は使われず、2頭の去勢牛によって1台の牛車が牽引される。第1と第3の作業では2頭がひとつのペアとなって使われるので、ビルマでは役牛を数える際に、「頭」の他に「シン」(shin. 対)という単位が頻繁に用いられる。このような役牛の使役方法の特徴のために、ダドーンタウンも「対」を基準にしているのである。

第4表は、世帯ごとの水田耕作権保有面積と役牛所有頭数との関係を表わすクロス集計表である。水田保有面積が増加すれば役牛所有頭数も増加する傾向が一目でわかる。両者は相関係数0.764とかなり高い相関関係を持っている。さらに同表を詳しく見てみると、ダドーンタウン(10~14 $\frac{1}{2}$ )

第4表 水田耕作権保有と役牛所有  
(単位: 世帯)

	役牛所有頭数(頭)									小計
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	
水田面積 (エーカー)										
0	61	3	6		1					71
1~6 未満	3		1							4
6~12	8	1	10	2	3					24
12~18	5		17	2	1				1	26
18~24				1	4					5
24~30					1	1			2	4
30~							2			2
小計	77	4	34	5	10	1	2	0	3	136

(出所) 筆者調査による。

(注) (1) 「役牛」とは、ビルマ牛の去勢牛および牡牝の水牛の成牛を指す。

(2)  $R=0.764$ 。ただし、左上隅の61世帯を除いた場合は $R=0.557$ 。

には役牛1対、保有面積がダドーンタウンの2倍になると2対、3倍だと3対というおおよその傾向を見いだすことができる(注1)。もちろん、飼育されているのは役牛だけでなく、牝牛や子牛もあり、役牛1対に牝牛1~2頭、子牛2~3頭が普通である。そうでないと役牛の再生産ができない。そこで、各世帯のすべての牛および水牛保有頭数と水田耕作権保有面積の相関係数を計算してみると、0.766とやはりかなり高くなっている(注2)。

なぜこのような関係が生ずるのであろうか。Z村には共同放牧地や共同採草地は存在せず(注3)、稲藁と畦畔の雑草が家畜の主な飼料になっている。役牛を所有する非農家世帯は10世帯あるが、このうち8世帯は親戚や雇われ先の農家に藁や草を貰い、1世帯は藁を購入し、それぞれ役牛を飼育して農家に賃貸して収入を得るとともに、将来

の耕作放棄地再配分や購入による水田取得に備えている。残りの1世帯、ウー・マウンピュー（U Maung Pyu）の場合、4頭の水牛の成牛を所有するが、雨季はフレグー町の北側にあるA村に委託飼育に出している。彼はヤンゴンで働く公務員であり、その給与で牛を購入し、副業としてそれを賃貸しているのである。また、保有水田面積5<sup>㊦</sup>で役牛2頭を所有するソー・ポートゥー（Saw Kpaw Htu）の場合、カレン人総有地から草を補給しなければならず、牝牛や子牛を飼う余力などないので役牛を再生産することができない。さらに、役牛4頭を飼育する保有面積12<sup>㊦</sup>未満の3世帯はいずれも飼料の一部を購入して与え、役牛8頭を所有する3世帯の場合はA村に委託飼育に出し、それぞれ一部を賃貸している。つまり、これらの17世帯は農地に比べ牛の頭数が多いので飼料を自給できない。一方、水田耕作権は保有するが役牛を所有しない世帯が16世帯あるが、うち3世帯は耕作放棄地再配分や購入によって、11世帯は生前相続や相続によって<sup>(注4)</sup>、それぞれ耕作権を取得しており、2世帯は役牛を息子に譲ってしまった老農民の世帯である。これら16世帯は、11<sup>㊦</sup>の水田があるが役牛が1頭しかいない1世帯ともども、役牛を賃借しなければならない。

以上述べたように、非農家で役牛を所有しない61世帯は別として、第4表の点線の上側の17世帯は飼料を自給することができず、波線より下側の17世帯は牛を賃借しなければならない。両世帯群とも自己の経営のなかで再生産ができないという意味で「非自立的」である。一方、両線で囲まれた41世帯の農家は「自立的」であり、ダドーンタウンに牛1対という関係をほぼ保っている。ここでは牛の所有と水田面積は相互に規定し合っている。役牛1対がダドーンタウンを規定する要因と

しては、第1に農地改革時に役牛1対に対してダドーンタウンが配分されたこと、第2に役牛1対で耕作できる最適面積がダドーンタウンであるという技術条件が考えられる。一方ダドーンタウンが役牛所有頭数を規定する要因としては、供給できる飼料の量との関係が挙げられる。つまり、水田を分割するということは、役牛の使用が非効率的になり、かつ飼料を他人に依存しなければならないことを意味する。

高収量品種（HYV）の導入はこのような相互規定関係に変化を与える可能性があるが、Z村の場合はそうではなかった。1981/82年にHYVが導入された後も、農作業過程における大きな変化と例えば、化学肥料と密植整条植が導入された程度で、役牛の使役パターンは変化していない。また、密植整条植によって藁の本数は増加したが、HYVは短稈であるので藁の総量に大きな変化はなく、飼料供給の面からも変化はなかった。すなわち、水田の分割が敬遠される理由の一部は、役牛1対にダドーンタウンという水田耕作の再生産構造が農地改革以来全く変化していないという技術的停滞性にあるといえよう。

ここで、本節の主旨とは若干離れるが、第II節の相続の問題との関連で、牛の価格について言及しておこう。牛の価格は4歳のビルマ牛の去勢牛で2500～3000<sup>₹</sup>、同年齢の牝牛が2500<sup>₹</sup>前後、水牛は牝牛とも2000～2500<sup>₹</sup>である。よって役牛価格は水田6～7<sup>㊦</sup>分に匹敵し、2頭でダドーンタウンの水田面積の価格にほぼ等しくなる。水田を相続しなかったキョウダイの一部は牛（必ずしも役牛とは限らない）を相続し、親やキョウダイから餌の供給を受けて牛を飼育し、当面は賃貸に出して、将来的には耕作権の取得に備える。すなわち、農地は分割されなくても分割相続がなくなったわ

第5表 水田耕作権保有と牛車所有

(単位：世帯)

	牛車所有台数(台)			小計
	0	1	2	
水田面積(エーカー)				
0	67	4		71
1~6未満	3	1		4
6~12	12	11	1	24
12~18	5	20	1	26
18~24		5		5
24~30		1	3	4
30~			2	2
小計	87	42	7	136

(出所) 筆者調査による。

(注)  $R=0.760$ 。ただし、左上隅の67世帯を除いた場合は $R=0.487$ 。

けではない。

以上、牛と水田の関係について考察してきたが、次に牛車と水田の関係について見てみよう。なぜならば、牛車は牛と並ぶ最も重要で、かつ高価な農業資本財だからである(注5)。農村内での運搬手段は、頭に載せる、肩に担ぐ等の人力による以外はすべて牛車に負っている。牛車を所有しない世帯は、農業投入財や農産物の運搬のために牛車を賃貸するだけでなく、燃料用の薪を購入しなければならない。薪採取のための森林は村から牛車で1日の距離にあり、牛車がなければ薪を運搬できないからである。

第5表は、各世帯の水田耕作権保有面積と牛車保有台数の関係を表わすクロス集計表である。役牛の場合ほど顕著ではないが、ダドントゥンに牛車1台というおおまかな傾向を見い出すことができる。すなわち、水田ダドントゥンに役牛1対と牛車1台が、Z村の農業の資本構成の典型であり、水田耕作権の保有は、この条件に緩やかに規定されているということができる。

(注1) ここで各世帯の役牛保有頭数を $Y_1$ 、水田耕作権保有面積を $L$ として、仮に $L$ を説明変数、 $Y_1$ を

目的変数(実際は相互に規定しあっているのだが)として、単回帰式を作ると、

$$Y_1 = 0.168 + 0.181L \quad R^2 = 0.584$$

$$(1.341)(13.723)$$

ただし、サンプル数136、かっこ内は $t$ 値で、

$L$ の係数は1%有意

となる。 $L$ に12, 24, 36(ダドントゥンの中央値の倍数)を代入すると、予測値はそれぞれ2.3, 4.5, 6.7となり、ダドントゥンには役牛1対、ダドントゥンの2倍の保有面積には役牛2対、ダドントゥンの3倍には役牛3対がほぼ対応している。

(注2) ちなみに各世帯のすべての牛および水牛保有頭数を $Y_2$ 、水田耕作権保有面積を $L$ として、本節(注1)と同様の主旨で単回帰式を作ると、

$$Y_2 = 0.234 + 0.410L \quad R^2 = 0.587$$

$$(0.827)(13.810)$$

ただし、サンプル数136、かっこ内は $t$ 値で、

$L$ の係数は1%有意

という結果が得られ、ダドントゥン(10~14エーカー)の面積に対して、予測値は4.3~6.0頭ということになり、実態とほぼ一致する

(注3) ただし、公道(畦畔は除く)、飲料水池、三日月湖などの周囲の草は自由に刈ってよい。また、先述したように、カレン人はユワミューと呼ばれる総有地を持ち、カレン人ならばそこでの草刈も自由である。しかし、これらの採草地は草の需要者数に比べて極端に少なく、牛1頭でさえ安定的には飼育できない。

(注4) これら11世帯の場合、水田は相続したが役牛は彼らのキョウダイ(siblings)が相続したので役牛は所有していない。

(注5) 牛車の価格は約3000 $\text{₹}$ で、水田や牛に匹敵するほどの価値を持っている。

## む す び

ネーウィンのビルマ式社会主義政権は、農地を国家の支配下に置き、農民ひとりひとりには耕作権のみを与え、その移転は国家が管理するものとしてきた。だが、厳しい条件下でも、さまざまな方法によって国家の管理から離れた個人的な農地移転が行なわれている。本稿では、下ビルマの一米作

村であるZ村の事例を通して、農地移転に関する制度と実態の乖離を描写しつつ、一見無秩序に行なわれているかに見える「不法な」耕作権移転に一定の傾向を見だし、それがどのような制度的あるいは農法的要因に規定されているのかを探ることによって、下ビルマ農村の土地制度の特徴を把握しようと努めてきた。

国家の厳しい農地管理政策は、完全に農民を縛っているわけではなく、部分的には村内のナーレーフムによって脱法され、中央政府も供出の阻害要因とならないかぎりある程度農民の裁量を認めている。特にZ村では子が親の耕作権を引き継ぐのはきわめて一般的である。しかし、法制と慣習の対抗関係で見ると、ビルマ仏教徒の伝統的慣習であると言われている死後相続や分割相続は、かなり国家制度によって変形させられてしまったと言える。死後相続が行なわれないのは、親の死後耕作権が必ずしも子供にいくとは限らないという、耕作権制度の特殊性によるものである。その際、女子は耕作権の生前相続に与ることができず、これもまた慣習に反する。また、分割を抑止する法制的要因としては、法律上の禁止だけでなく、分割すると供出後の剰余が少なくなってしまう、小規模の耕地で生産性を上げても皆国家に取られてしまうという供出制度の特徴を挙げることができる。

しかし、数多くの「不法な」耕作権の移転にも関わらず、今まで何人かの論者によって言われて

きた、ビルマ農業の一般的傾向であるとされる農家1世帯当りの耕作面積の減少傾向は、Z村では見られない。その理由としては、政策的規制の他に、農地改革以後、ネーウィン政権になって水田の保有制度が変わっても、HYVが導入されても、ダドーンタウンの水田には1対の役牛という強い対応関係が基本的には変化しなかった、という農民農業の特殊性が考えられる。水田を分割してしまうと自立的経営ができなくなるのである。

ネーウィン政権下で続けられてきた厳しい供出制度は、農民の生産意欲を滅殺し、農民のなかに政権に対する強い反感を増殖させ、1987年9月、ついに政府はこれを廃棄せざるを得なくなった。農民は、供出価格の数倍の値段で、農産物を自由に市場に販売できることになったのである。農産物価格の上昇に伴って、耕作権の価格(闇価格)も上がっている。農地は今も国家の管理下にあるが、その生産物の取引を自由化したことによって、耕作権の移転パターンも変化する可能性がある。また、生産物価格の変化によって、資本や労働力の投入パターンが変化することも考えられる。「ダドーンタウン」が存続するのか、消え去るのか、今しばらく注視していく必要がある。

(アジア経済研究所地域研究部)

【付記】 本稿は1986年4月より88年4月までの間、アジア経済研究所海外派遣員として、ビルマ(現ミャンマー)に滞在していたときに行なった調査研究の成果の一部である。